

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化

提案団体

吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官公庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。

具体的な支障事例

住民票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項において、公文書を提出してしなければならないとされている。当該公用請求に係る記載事項は、住民基本台帳法第12条の2第2項に定められている。

また、戸籍に関する公用請求については、戸籍法第10条の2第2項において記載事項が定められている。

上記の公用請求に係る公文書(請求書)様式について、職務で住民票や戸籍の証明書等の請求を行っている各士業の職務上請求においてはそれぞれ統一様式を使用しているにも関わらず、行政間のやりとりである公用請求においては、官公庁間で様式が統一されていないことにより、請求がある都度、市町村の発行担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要しており、円滑な業務の支障となっている。

具体的には、住民票の請求で、続柄及び本籍の表示非表示が選択されていなかったため非表示で住民票を返送したところ、実際には本籍が表示された住民票が必要であったため、差し替えが必要になったり、戸籍の請求で筆頭者の欄がないため筆頭者の確認を電話ですることになったり等、請求の際に必ず確認が必要な項目が漏れている様式を使用する官公庁が存在する。

また、必要な項目の記載はあるものの、依頼文中や備考欄に記載されていて項目の位置が統一されていないため、それぞれの項目の確認に時間を要している。例として人口2万人規模の自治体である当町では、年間約2,000件の公用請求を担当者2人で、その他様々な業務を抱えている中で実施しており、公用請求の申請書の確認及び発行に1件あたり5分程度、項目の確認にそのうち半分以上時間を要しており、大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公用請求を受けた市町村の発行業務担当者の確認作業等の負担が軽減され、事務の効率化が図られる。

また、公用請求する側においても、形式的な請求書に必要事項を記入するのみで足りることから、誤りがない請求をすることができ、再度請求をすることがなくなったり問い合わせ対応を減らすことができたり等、事務の効率化が図られる。

さらに、近い将来行政間において住民票等の各種証明書の内容について電子データでやりとりをすることになった際には、統一様式を使用することが不可欠となると想定されることから、制度改正をすることで行政のオンライン化の一助ともなりうる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条の2、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条、戸籍法第 10 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、羽後町、いわき市、高崎市、越谷市、世田谷区、浜松市、関市、豊橋市、豊田市、半田市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市

○現在は同一自治体内でも所管課ごとに異なる様式となっていることも多く、記載事項の不備や確認作業が増える要因となっている。

○当市においても、公用請求の交付について、請求元市町村への確認連絡に多大な時間を要している。具体的には、除籍になっている者の附票が必要か否か、戸籍の附票が謄本か抄本か、などの確認連絡が多く、あらかじめ記載のある様式に統一できれば、事務の効率化が期待できる。

○「現に請求の任に当たっている者」の職氏名等は請求書に記載されているものの公印の押印が省略されており、また職員証等の写しの添付もないので「現に請求の任に当たっている者」の本人確認に苦慮する事例が増えている。新たに統一様式をお示しいただく際は「現に請求の任に当たっている者」の本人確認を簡易に行えるようご配慮いただきたい。

○公印省略の動きも散見され、個々の行政機関が、別々にその対応を図る旨の通知文の送付やその対応の支障の有無を照会しているため、公印も形式に含めて、省略を認める判断を行うか否か示せば、公用請求事務がさらにスムーズになると思われる。

○当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要している（請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件）。また、請求書の様式が自治体及び省庁によって異なり、内容の確認に時間を要している。同一の自治体であっても部局により様式が異なることがあり、請求内容の読み取りに時間を要する原因や、請求元が求める項目漏れの原因になるなど、円滑な事務遂行の支障となっている。また、昨今の DX の流れを加味した RPA 等による証明書類の自動出力を検討した際、様式が自治体及び省庁によって異なることが大きな支障となる。具体的には、様式が異なることにより AI-OCR による正確な請求書の読み取りが困難となる点。

○生活保護業務で請求対象者が被保護者本人なのか扶養義務者なのかの記載がないため、親族調査のため出生までさかのぼった戸籍が必要なのか、生存確認で現在の戸籍や附票だけでいいのかと確認を要することもある。

各府省からの第1次回答

（住民票の写しについて）

国又は地方公共団体の機関の住民票の写しの請求に当たって使用する請求様式については、各機関に委ねられているところですが、地方公共団体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

（戸籍証明書について）

戸籍証明書等の公用請求は戸籍法第 10 条の2第2項に基づき行われているところ、その請求に際しては「その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。」とされていることを踏まえ、その様式の統一について、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

様式を統一することは、確認箇所の明確化による証明書発行業務の効率化を進めることができると考えている。公用請求における統一様式の利用が進むことにより、全国の市町村の証明等発行担当部署が申請書の確認に費やされる時間を削減し、他の業務を遂行することが可能となる。結果として、住民サービスの向上に寄与し得ると考えられるため、積極的な検討を進めていただき、できるだけ早期の実現をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

国、地方公共団体、各府省所管の地方組織だけでなく、公用請求を行う様々な組織（権限、事務を委任、委託す

る日本年金機構など)も含めて様式の統一が図れるようご配慮いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

事務の効率化を図るうえで有効なものであるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係機関との調整等、様式の統一に向けた取り組みを、省庁や地方自治体の意見を聞きつつ、進めていただきたい。

最大限統一様式を利用してもらうことが重要であり、利用の促進に関する取組についても検討いただきたい。

統一様式の利用開始に向けた、今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

まずは提案団体から、現行の課題、望ましい公用請求の様式、公用請求を受けることが多い機関などについて意見聴取することを想定している。その結果を踏まえて、対応方針及びスケジュールについて検討を行うこととする。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(2)】【法務省(2)】

戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81)

国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の請求については、発行に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係機関からの意見聴取を行った上で、請求様式の標準化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

業務時間外の戸籍証明書交付に係る発行抑止処理の取扱いの見直し

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

開庁時間外に戸籍の届出があった場合には、翌開庁日に発行抑止処理することを許容し、開庁時間外においても戸籍証明書のコンビニ交付サービスが行えるようにすること。

具体的な支障事例

市町村は、法務局の指導により戸籍届出の内容が証明書に反映するまでの間、証明書の発行抑止処理をするよう求められており、当市のみならず、多くの自治体において開庁時間以外での発行抑止処理を実施する体制が整えられず、戸籍のコンビニ交付については開庁時間に限定している。そのため、当市では、住民票の写し等のコンビニ交付サービス時間とあわせてほしい旨の要望が多く寄せられている。

戸籍の信用性を確保する上で、発行抑止処理が必要であることは十分に理解しているが、発行抑止処理が必要な戸籍は、閉庁時に届出のあったごく一部の戸籍であり、コンビニ交付を開庁時間のみに限定することは、開庁時間外にサービスを受けられない大多数の住民に支障を及ぼしている。また、コンビニ交付は本人等申請しか考えにくく、翌開庁日に発行抑止処理することが許容された場合において、届出時に「発行抑止処理は翌開庁日になるため、この間には発行しないでください。」など十分な注意喚起を行うことにより、懸念されるようなことは起こり得ないと考えます。

平成26年には発行抑止処理の撤廃を求める提案があったところであるが、当時と比べ、国民の76%がマイナンバーカードを取得し、コンビニ交付を利用する方も増加している現在の状況を考慮いただき、閉庁時に届けられた戸籍について、翌開庁日に抑止処理することを許容し、閉庁時間においてもコンビニ交付サービスが行えるよう検討願いたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

コンビニ交付サービスの拡充により、利用者の利便性が向上する。また、全国統一の稼働時間とすることが可能となることから、各自治体において利用者への説明等がスムーズに行える。さらにマイナンバーカードの利活用の拡充により、マイナンバーカードの普及促進も見込める。

根拠法令等

平成13年12月12日付け法務省民一第3047号民事局長回答

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、郡山市、いわき市、浜松市、寝屋川市、東温市、熊本市

○「翌開庁日まで発行抑止されないため発行しないでください」との口頭での注意喚起でも確かに一定の予防は可能であるように思われますが、限界があると考えます。コンビニでの発行可能時間をサービス時間と合わせるのであれば即時抑止処理が必要であり、即時抑止処理が体制的に難しいのであれば、旧情報での証明が請求人に絶対に発行されない仕組み(提案市のおっしゃる、発行可能時間を開庁時間に合わせる制限など)を採用せざるをえないと考えます。

○当市においても、住民票の写し等他証明との利用可能時間に差があり、利用者からは利用可能時間を延長するよう要望を受けている。しかしながら、発行抑止を行うにはシステム面や職員の事務権限、配置等課題が多く短期的に実現するのは難しい状況にある。現状においても、本籍地以外の市区町村へ戸籍の届出が行われた場合は発行抑止を行うことができないため、サービス提供市区町村が発行抑止の体制を整えたとしても、届出記載前の戸籍発行を防ぐことは制度上困難である。

令和6年3月に広域交付が開始して以降は、閉庁時間帯に他市区町村にて自市の証明発行がなされることから、届出記載前の戸籍発行を抑止することが更に困難な状況となる。

については、コンビニ交付サービスについては利便性向上並びにマイナンバーカード普及・利活用の促進のため、開庁時間外においても柔軟に交付ができるよう、検討いただきたい。

○当市のコンビニ交付サービスは、年中無休(年末年始を除く)の交付をしており、そのうち戸籍については20時まで行っている。発行抑止処理については、時間外証明発行窓口(平日 17:15~19:00・土日祝日 9:00~19:00 開設)の職員がその時間まで対応し、平日は1回/日、土日祝日は4回/日処理を行っている。年末年始を除く毎日の対応のため、職員の勤務シフトや人員確保に苦慮している状況。人員確保の面で提案に賛同する。

各府省からの第1次回答

戸籍制度は、人の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、戸籍の記載は常に真実の身分関係と合致していることが要請され、その記載事項を証明する戸籍証明書等についても、同様の要請が働いている。

届書の受領から受理までの間に当該戸籍の記録事項証明書が交付された場合、届書の受領の日をもって戸籍に記載されるべき記録事項がないまま証明書が発行されてしまうこととなること、このような事態を防止するためには、届出に係る戸籍証明書等の交付抑止処理を届出がなされた後直ちに行う必要がある。

したがって、翌開庁日に交付抑止処理を行うことを許容した場合、上記のような証明書が発行されるリスクが高くなることから、戸籍記載の真実の身分関係の要請に応ずることができず、戸籍の信頼性を損なうおそれがある。

なお、現時点においても、本籍地以外の市区町村への届出がなされた場合、発行抑止処理を行うことができない旨の御指摘をいただいているところ、現実の問題として、届出の都度、非本籍地から本籍地に対して連絡をすることは、事務が極めて煩雑になり、例えば在外公館で受け付けた届書については、そもそも本籍地に対して交付抑止処理を依頼するために連絡をすること自体が現実的ではない。

一方、本籍地として自らが受け付けた届書については、自らの責任において交付抑止処理をすることができるものであるから、御指摘の事例と、本籍地への届出がなされた場合とでは、その交付抑止処理をすべき届出がなされたことを把握するまでのフローが異なるのみであり、それを把握した場合、本籍地の市区町村の責務として直ちに交付抑止処理を行うべきとの考え方に齟齬があるものではない。

上記のとおりであるから、戸籍記載の真実の身分関係の公示の要請に応え、戸籍の信頼性を確保するための措置として交付抑止処理は届出後直ちに実施すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍のコンビニ交付が開始される前は、本籍地以外の市区町村へ戸籍の届出がなされた場合に、届書が本籍地の自治体に届いてから抑止処理を行うことでも、戸籍関係証明書を取得するための手段が本籍地自治体へ赴いて取得するか郵送請求して取得するしかなかったため、抑止処理すべき戸籍が交付されることは多くなかったと考えられる。

しかし戸籍のコンビニ交付が開始された現在では、戸籍関係証明書をコンビニにて取得できるため、本籍地以外の自治体へ戸籍の届出がなされた場合、本籍地自治体が抑止処理する前にコンビニ交付を利用して取得することが可能となっている。

戸籍のコンビニ交付が開始されて以降、本籍地以外の自治体へ届出がなされた場合の即抑止処理の手段やシステムは構築されておらず、現在、抑止処理が直ちに行われていないが、戸籍の信頼性の確保に支障が生じていないと思われる。

また、マイナンバーカードを使用した戸籍のコンビニ交付は本人等申請以外の申請は考えにくく、戸籍届出を行った住民に対する十分な説明を行うことにより懸念されることは起こり得ないこと、住んでいる自治体によってコンビニ交付を利用できる時間帯に差が生じてしまっていること、閉庁時間における戸籍関係証明書交付の住民

にとってのメリットなどを考慮し、本籍地以外の自治体へ届出がなされた場合は抑止処理が直ちに行われていない現状に鑑み、戸籍の届出がなされた場合の抑止処理手続を翌開庁日とするよう見直すことなどにより、開庁時間のコンビニ交付を可能とすることについて、再度検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】

当市は令和5年6月時点で申請率91.7%、交付率77.7%となっているが、市民の利便性向上の観点からコンビニ交付サービスにおける証明書発行手数料を10円とするなど更なるカードの普及に取り組んできた。その結果、令和5年6月末時点でコンビニ交付の証明発行件数が全証明発行件数の約6割を占めている。このような中、当市では、コンビニ交付サービス開始当初から、法務省の指導に従い、開庁時間外の発行抑止処理を実施しているところであるが、戸籍証明書のコンビニ交付サービスについては、発行抑止作業が可能な8時30分から20時と制限をかけている。これは、戸籍証明書以外の証明書の交付時間と異なるため、市民に混乱を来すとともに市民サービスの低下につながっている。加えて、開庁時間外の発行抑止業務のために職員を配置していることで、職員の負担及び人件費の増加が懸念される。時間外窓口は、守衛等の職員が対応しており、届出人に対して戸籍届により戸籍の記載に日数を要すること、戸籍関係証明は記載後に取得することを注意喚起でき、戸籍に記載されるべき記録事項がないまま証明書が発行されてしまうことは避けられると考える。コンビニ交付サービスの更なる推進を図るため、開庁時間外の発行抑止処理を廃止し、戸籍関係証明書においても他の証明書と同様に、6時30分から23時まで取得できるようご検討願いたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

本籍地以外の自治体へ届出がなされた場合の取扱いが、戸籍の信頼性の確保に支障をきたしていないとの指摘について
一次回答の繰り返しとなるが、現時点においても、本籍地以外の市区町村への届出がなされた場合、発行抑止処理を行うことができない旨の御指摘をいただいているところ、現実の問題として、届出の都度、非本籍地から本籍地に対して連絡をすることは、事務が極めて煩雑になり、例えば在外公館で受け付けた届書については、そもそも本籍地に対して交付抑止処理を依頼するために連絡をすること自体が現実的ではない。
一方、本籍地として自らが受け付けた届書については、自らの責任において交付抑止処理をすることができるものであるから、御指摘の事例と、本籍地への届出がなされた場合とでは、その交付抑止処理をすべき届出がなされたことを把握するまでのフローが異なるのみであり、それを把握した場合、本籍地の市区町村の責務として直ちに交付抑止処理を行うべきとの考え方に齟齬があるものではない。
そして、本籍地の市区町村が、その責務として、届出がなされたことを把握した場合に直ちに交付抑止処理を行っていることが、戸籍の信頼性の確保につながっているものと考えている。
コンビニ交付においては、本人等申請以外の申請は考えにくく、戸籍届出を行った住民に対する十分な説明を行うことにより懸念されることは起こり得ないとの指摘について
真実の身分関係と合致しない戸籍証明書等が発行し得る状態が発生することについて、本人等申請で取得された戸籍証明書であっても、その後第三者に提出されることは十分予想されるため、戸籍の記載の正確性を担保する観点から許容できないものと考えている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【法務省】

(1) 戸籍法(昭22法224)

(i) 夜間及び休日における戸籍謄本等の交付抑止処理については、以下に掲げる事項について、令和5年度中に市区町村に周知する。

- ・一定の条件を満たす場合には、非常勤職員及び守衛等の受託事業者の業務従事者が実施することが可能であること。
- ・地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書において、個人単位で操作権限を設定できることが必須の機能要件とされていることを踏まえ、これらの者が当該処理に機能を限定した端末を使用することが可能となること。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

36

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

法務省が保有する登記情報連携システムの利用については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、申請人等に対する登記事項証明書の添付が各種法令において規定されている手続に範囲が限定されているため、自治体側が公用請求によって登記事項証明書等を取得している手続についてもシステムの利用可能対象となるよう、対象範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

【現状】

当市では、様々な手続において、職員が法務局に出向いて登記事項証明書等の公用請求を行っている。

【問題点】

行政課題の複雑化・多様化を受け、職員の業務効率化が求められている中、移動に多くの時間を浪費している現状の運用は非常に非効率的であり、改善の必要があると捉えている。

登記事項証明書はオンライン請求も可能であるが、受け取りは郵送等や窓口となり書面の入手までに数日を要する。市税滞納者の資産情報の確認や納税通知書を送付した際に問い合わせがあった場合に、市が保有しているデータが真であるか確認するときなど、迅速に登記事項証明書を取得することが望ましい事例も多く、移動時間を費やしてでも法務局に出向いて公用請求をしているのが実情である。

【解決策】

当市ではデジタル庁主導のもと、先行運用団体として、申請人等に対する登記事項証明書の添付が法令上規定されている手続のうち一部について、法務省が保有する登記情報連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。現在の枠組みでは、公用請求によって登記事項証明書を取得している手続については情報連携の対象外とされていることから、対象範囲を拡大し、住民の利便性向上のみならず、職員の業務効率化に繋がる運用への変化を求めるもの。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記事項証明書の迅速な取得と法務局への移動時間の削減が両立できる。

また、法務局への往復等に要していた時間が削減されることで、職員がコア業務に取り組む時間が確保でき、行政課題の解決や住民サービスの向上に寄与することが期待できる。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、前橋市、高崎市、館林市、相模原市、横須賀市、三浦市、福井市、長野県、豊橋市、安来市、笠岡市、山口県、大村市、熊本市、延岡市

○空家等の所有者等の調査等において、登記情報を得るための法務局への移動や申請後の待ち時間等に多くの時間を要しており、非効率であるほか、法務局自体も管轄範囲が拡大したことにより、処理数が増えているようで、非常に待ち時間が長く、申請後、数日要することも多いため、運用改善が必要。

○庁舎一階に窓口があるが公用の取扱いがないため往復2時間かけ公函や登記簿等の公用申請を行っている。庁内で連絡を取り合い取りまとめることもあるが急用もあるため効率化できていない。担当課では、登記申請については、オンライン登記システム及び書類の郵送により嘱託登記を行っているが、登記完了後は登記済証や確認のための登記簿取得に、やはり他市の法務局へ1往復している。公用請求による登記簿等の取得がオンライン化できれば、大幅な時間短縮となり、迅速な対応による市民サービスの向上にもつながる。

○各必要書類ごとに申請書を作成し、市長印を押印して法務局に公用請求している状況。

混雑具合によっては当日中に取得できないこともあり、手間やかかる時間を考えると非効率だといえる。

○成年後見の市長申し立ての際に登記書類が必要で書類取得に時間がかかり他の業務が繁忙となると手続きが遅れることがある。

○本市においても、固定資産税等の賦課業務や市税等の徴収業務において、毎日のように法務局に出向いて公用請求を行っており、職員の負担になっている。

○本市でも、複数の所属が、登記事項証明書等の取得に当たり公用請求に関する申請書を法務局に提出しており、登記情報連携システムを通じて登記事項証明書を取得することが可能になれば、取得に要する事務削減により、事務効率化を図ることできる。本市でも職員が毎日2回法務局へ出向き、登記事項証明書を取得しており、時間と手間がかかることから負担を感じている。

○県税の適正な賦課徴収（滞納整理を含む）を行う上で、登記事項証明書を公用で取得する事例が多々ある中、県内10か所の登記所へ出向くには時間と労力に大きな負荷がかかっており、提案のとおり公用請求がシステム利用の利用可能対象となることは、業務の効率化に資すると考える。なお、令和4年度の関東甲信越地区税務主管課長会議において、同様の趣旨で、法務省が提供する「登記・供託オンライン申請システム」及び一般財団法人民事法務協会が提供する「登記情報提供システム」の効用利用の無償化について関係機関と協議を行うよう総務省に要望しており、同省からは法務省と協議する旨回答を得ている。

各府省からの第1次回答

現在、デジタル庁では法務省と連携し、商業・不動産登記情報の情報連携の整備について、検討を進めております。

【デジタル臨時行政調査会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

(第7回)資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題(p11,12)

【デジタル臨時行政調査会作業部会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg/>

(第19回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

資料2 土地系ベース・レジストリと制度的課題について

(第20回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について

この検討の中で、ご指摘の、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担を軽減できるよう、登記情報の情報連携について、法改正やシステム整備について検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル臨時行政調査会作業部会において、2030年予定の登記情報システムの次々期更改のタイミングでの完成が目指されているベース・レジストリの整備に関して、公用請求が登記情報の情報連携の対象となれば、職員の業務効率化や生産性向上に大いに寄与すると考えられることから、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担が軽減されるよう、地方自治体の実情を汲み取りつつ、提案の実現に向けた検討を進めていただきたい。なお、公用請求による登記事項証明書の取得に係る地方自治体の負担を軽減する方法が他にあれば、システム整備までの当面の対応として何らかの措置を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国市長会】

多くの時間と人的コストがかかっているため、登記情報連携システムの利用を早急に可能にするよう意見が寄せられており、提案の実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

次々期システム更改の2030年の完成に至るまでの過渡期の期間においても、公用請求に係る事務負担軽減を図るため、既存システムの活用による対応など、早期に何らかの措置を講ずることについてご検討いただきたい。

2030年までの過渡期において、どのような負担軽減の措置が可能か、方向性をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

登記情報の行政機関間の情報連携については、公用請求に関する対応を含め、登記情報の連携のための基幹システム更改を見据えた全体設計と移行期の速やかな提供を実現できるよう年内を目途に工程表を策定していく予定です。

（第1次回答の再掲）

【デジタル臨時行政調査会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

（第7回）資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗と デジタル臨調の今後の検討課題(p11,12)

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁】

（11）公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続

公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、早期の対応に向けてシステム整備等の工程表を令和5年度中に作成し、必要な措置を講ずる。

（関係府省：法務省）

5【法務省】

（8）公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続

公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：デジタル庁）

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

69

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村長から登記所へ通知している情報を利用し、登録免許税の算定においてオンラインで通知している価格データの活用及び当該通知のオンライン化を促進すること

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

相続登記の申請義務化による登記申請数増加を見据え、地方税法第 422 条の3に基づき市町村長から登記所へ通知している価格データの活用により、データの提供を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とするとともに、申請者の負担軽減と国・地方自治体の業務効率化の観点から通知のオンライン化を全国的に促進すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は登録免許税を算定・納付するために市町村(特別区においては都。以下同じ。)が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等の書類を登記所に提出する必要がある。一方、登録免許税の算定に必要な情報は、地方税法第 422 条の3に基づき、市町村から登記所へ通知することが求められており、通知に当たっては、令和2年1月から自治体と登記所との協議によりオンラインでの受渡しも可能となった。

また、不動産登記法の改正により令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることに伴い、国は「相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープラン」(令和5年3月 22 日)において国民の負担軽減のための環境整備を掲げているが、登記手続自体に対する負担軽減策は示されていない。

【支障事例】

都は所管の登記所と協議の上、登録免許税の算定に必要な価格データをオンラインにより提供しているが、申請者は引き続き証明等の提出を求められているため、行政手続のワンストップ化が実現できない。

都が発行する証明等のうち、登記申請を目的としたものが年間約 30 万件あり、これは全体の約6割に及ぶ。そのため、窓口・郵送請求対応に膨大な時間と労力を費やしているとともに、申請者にも負担を強いている状況である。

【制度改正の必要性】

今後は相続登記の申請義務化により、登記申請件数とともに証明等の発行件数の増加が見込まれる。確認書類として固定資産課税明細書の利用が促されてはいるが、相続登記に係る負担軽減策の整備が急務であることから、全ての自治体の通知のオンライン化を待つことなく、データの通知を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とすることを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村長から登記所への通知のオンラインでの実施状況を登記件数ベースで試算すると年間約 400 万件(約 50%)となるため、書類添付が不要となることによって、自治体での証明等の発行業務が大幅に削減されるとともに、多くの申請者にとって証明等を取得する手間・費用の削減につながり、相続登記等の手続自体に対する負

担を大きく軽減させることが期待できる。

さらに、運用の見直しによって、申請者の負担軽減及びバックオフィス連携による国・地方自治体双方の業務効率化の観点から、全国的に通知のオンライン化が加速することが期待される。

根拠法令等

登録免許税法第 10 条、第 25 条、第 26 条、附則第 7 条、登録免許税法施行令附則 3、不動産登記規則第 189 条、第 190 条、地方税法第 422 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、前橋市、高崎市、相模原市、松本市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、小牧市、城陽市、大阪市、今治市、熊本市、沖縄県

○当市においても、登録免許税の算定に必要な価格データを法務局へ提供しているが（オンラインではない）、申請者は証明書の提出を求められているため、行政手続きのワンストップ化に繋がっておらず、申請者に負担を強いている状況である。

また、登記のための証明書の取得数は多く、職員が窓口・郵送請求対応に時間と労力を費やしている。相続登記を進めるためにも、証明書の添付を不要とするなど、手続きの簡素化を求める。

各府省からの第 1 次回答

現在、電子データで提供を受けている評価額情報は、登記情報との十分な紐付けができないことから、評価証明書等の添付省略は困難である。

全国の市町村と法務局との間で評価額通知のオンライン化に向けた動きとして、「税務システム標準仕様書」において、地方税法第 422 条の 3 の通知のオンライン化に対応するための機能が要件化されており、今後、当該通知のオンライン化が促進されるものと考えており、この状況を踏まえて、評価証明書の提出の在り方について検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 6 年 4 月 1 日に施行される相続登記の申請義務化は、国民にとって新たに負担を課すもので、申請を怠った場合には過料が科される可能性がある。そのため、国民の負担軽減の実現に向けて手続き自体の省略化が必要である。

また、「登記情報との十分な紐付けができない」とのことだが、紙の評価証明はもともと紐づけされていないものであり、オンライン化実施済みの地方自治体は今後も活用できない電子データを登記所に提供し、窓口で証明書を発行し続けることになる。税務システム標準化の中で必要な機能要件等が明確になっているのであれば、早急に登記情報との紐付けに必要なデータ項目・要件等をお示しいただき、態勢の整った地方自治体から順次、申請者の書類添付が不要となるよう見直しを行っていただきたい。

また、税務システムの標準化については、通知をオンライン化し、バックオフィス連携によりデータが活用される必要がある。令和 7 年度に標準化が完了する見込みであり、遅くとも令和 8 年度には価格データの活用により申請者の手続き自体の省略化及び国・地方の業務効率化が実現できるよう、全国のオンライン化の実施状況に関わらず、直ちに必要な見直しの検討を進めていただきたい。

そもそも、登記申請にあたり、申請書への評価証明等の添付については定めがないと認識している。東京都では特別区の存する区域における評価証明を発行しているが、登記申請を目的としたものが年間 30 万件に及び、全国的にも申請者及び地方自治体に負担を課しているという実態も認識していただき、早急に対応をしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【小牧市】

回答では、『登記情報と十分な紐付けができていない』としているが、土地・家屋の固定資産については、法務局における登録登記に基づき、市町村でも課税に伴う管理をしている状況であり、昨今のマイナンバーの活用方針に従い、まず国において登記事項でマイナンバー連携を追加設定し、しかる後に市町村への税通に活用することで紐づけはある程度可能と考える。又は相続税法第 58 条にかかる連携においてもマイナンバーを活用する

予定であることから、死亡による所有者の登記事項情報が早期に連携することで、様々な懸案事案の解決が期待される。しかしながら、マイナンバーは日本国籍のある個人について附番されるもので、法人やマイナンバーを保有していない外国人など紐付けすることは困難であることも事実であり、今後この対応も併せて必要であるとする。

また、『評価証明書の提出の在り方について検討したい』とあるが、現状において、既に評価証明書を廃止している市町村も散見され、また、法務局においても固定資産課税明細書の添付で良いと周知しており、評価通知書の提出を必要としていない。しかし、実務的には、登録免許税額を申請者自らが算定し、その額の収入印紙を事前に購入のうえ、登記申請書へ添付する必要があることから、まずはこの事務手順を見直し、オンライン化で得られる評価額を法務局支局窓口で事前に把握・活用し、登録免許税額の提示及び収入印紙の購入及び添付の取り扱いについて、更なる利用者の負担軽減をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

現状、市町村で管理している物件情報(所在地番/家屋番号)と登記情報システムで管理している物件情報が表記ゆれ等により一致しておらず、評価額情報と登記情報との十分なシステム上の紐付けができない状態にあるため、市町村からの通知に基づき、自動で登録免許税の算定を行うことができない。登録免許税の算定に当たっては、申請者が登録免許税を計算する際に取得しているであろう評価額証明書等の提出を受けて、評価額情報の対象不動産と登記情報の対象不動産との同一性を確認する必要がある。

他方で、「税務システム標準仕様書(2.0版)」においては、評価額決定通知書を CSV 形式で出力することが機能要件として定められており、これにより、評価額情報を登記情報システムに取り込むこと自体は可能となる。もっとも、それだけでは、個々の不動産の登記情報と評価額情報との十分なシステム上の紐付けは上記のとおりできないことから、現在、評価額証明書等の提出を不要とすることができるよう、両者を紐付ける方法について検討しているところである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【法務省】

(3) 地方税法(昭25法226)及び登録免許税法(昭42法35)

不動産の登記申請に係る登録免許税の額の算定については、市町村から登記所への不動産の評価額に関する通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合には、当該評価額に関する情報を活用し、申請者による評価額証明書等の取得及び提出を不要とする方向で、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書により、オンラインでの通知機能が実装されることを踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国から地方公共団体へ再犯防止対策に必要な出所者の情報提供の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、川西市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、特別調整の対象者だけでなく、本人同意が得られた満期釈放者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期かつ丁寧な情報提供を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】

これまでに法務省から地方公共団体に対する一定の犯罪統計にかかるデータの提供はなされており、令和4年度末からは地方公共団体別の刑事施設出所者情報等が提供されるようになるなど内容の拡充が図られている。しかし、その内容は統計データにとどまり個人情報の開示にまでは至っていない。

[現状で提供されているデータ]

- ・男女 ・年齢層 ・初犯、累犯 ・出所事由(仮釈放、満期釈放)
- ・帰住先(配偶者のもと、父母のもと、更生保護施設等)
- ・精神状況(知的、精神等)

【支障】

国と地方公共団体との連携のもとに実効性のある取組みを進めていくためには、地方公共団体に本人同意が得られた出所者の個人情報が開示される必要があるが、特別調整対象者以外の情報は入手しにくいいため、帰住先とする地方公共団体において対象者の特定や確認に至らず、出所者等が必要とする支援に繋げることが困難な状況である。

【制度改正の必要性】

国の第二次再犯防止推進計画においても、自治体に必要な情報等を適切に提供する旨記載されている。受刑者の中には、福祉面での支援等があるなどの情報を知らず、再犯を繰り返している者が存在する。矯正施設と地方公共団体間で、本人の同意を得た上で「疾患や障害の特性」「居住地」「就労状況」「可能な支援内容」等を情報共有し、矯正施設からも特性に応じた本人への提案を行い、地方公共団体が、特別調整の対象者に限らず、支援を要する者の特性等を予め把握することにより、受刑者の出所後の受け皿や福祉面での支援(生活保護や障害者手帳の交付、住居確保支援等)を行うことが可能となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保護観察を受ける仮釈放者と比べ更生に必要な支援を受ける機会が少ない満期釈放者について、支援を要する対象者を特定し、出所後の受け皿や福祉面などその者にとって必要な支援等が充実し、実効性のある取組みが図られる。

また、経済事情等の理由から再犯に至る者については、本人自身が必要な社会的支援制度の存在を把握して

いない場合なども考えられることから、自治体からの積極的な情報提供は本人の利益につながる。

根拠法令等

再犯の防止等の推進に関する法律第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

藤岡市、春日部市、岡山県、高知県、沖縄県

○例えば、子どもに対する性犯罪を犯した刑満了者が出所した後の国の再犯防止の取組は、法務省と警察庁の連携による「再犯防止措置」にとどまっており、当府が国に先駆けて「子どもを性犯罪から守る条例」に基づき実施している社会復帰支援については、国が持つ刑満了者の帰住予定先情報を当府に提供してもらえていない。そのため、対象者の全数を把握することができず、漏れなく支援につなげることができていない。

各府省からの第1次回答

刑事施設在所中から、「疾病や障害の特性」、「居住地」といった被收容者の要配慮個人情報を提供するに当たっては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」(以下「法」という。)第69条第2項第1号及び第3号に基づいた対応をとる必要がある上、同項本文ただし書にあるとおり、当該個人情報を提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供することは許されないものとされている。

この点、満期釈放予定者の帰住先に係る情報は、本人が任意に述べたものにすぎず、その正確性を担保できるものではないことから、本人の同意なく、本人が居住先と述べたにすぎない地方公共団体にこうした要配慮個人情報を提供するには、慎重な検討が必要であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、あくまで本人の同意を得た者について、帰住予定先の地方自治体への情報提供を求めるものである。

地方自治体において特別調整対象者以外の出所者情報が入手困難な現状では、地方再犯防止推進計画等に基づく再犯防止に関する施策の円滑な実施は困難であるといわざるを得ない。実効性のある再犯防止の取り組みには、出所者の特定や確認が不可欠であり、本人の同意を得た者について、地方公共団体へ個人情報提供の機会が増える必要があると考える。

そのための具体的な対応としては、再犯防止に向けて、医療・福祉サービスや住居の提供が必要または効果が高いと矯正施設等で判断される者について、矯正施設等から幅広く本人同意の意向を確認していただき、同意が得られた者に係る情報を国から帰住予定先の地方自治体へ提供を行う仕組みを構築する等の対応が必要と考える。

帰住先の地方自治体が出所者本人の特性と希望に応じた支援を出所時からスムーズに行うことは、出所者本人の利益と再犯防止、ひいては安全安心なまちづくりにつながるものであり、そのためにも、国の「第二次再犯防止推進計画」の趣旨のとおり、本人の同意を得た者については、国から幅広く情報提供いただくことを強く要望する。

なお、国から情報提供を行っていただく上で、必要な条件や方法等があれば、ご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的

に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

特別調整の対象者以外の満期釈放者等であって、出所後に地域において支援を受ける必要性が認められるものに対しては、引き続き、出所後に地域において必要な支援を受けることに対する動機付けを高めるなどの働き掛けを行うとともに、地方公共団体への情報提供の必要性が認められ、かつ、本人の同意が得られた場合には、当該者の情報を適切に提供してまいりたいと考えている。

なお、出所後に必要な支援を受けることに対する動機付けを高めるなどの働き掛けを行うに当たっては、各地方公共団体において本人が受けることのできる支援等の内容(以下「支援等の内容」という。)について、本人に具体的に示し、説明することが効果的であると考えられる。この働き掛けの結果、地方公共団体への情報提供の必要性が認められ、かつ、本人の同意が得られた場合には支援を目的とした当該者の情報を適切に提供することになると考えられることを踏まえ、支援等の内容の最新の情報について把握することができるよう、引き続き地方公共団体と相互連携を図ってまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【法務省】

(7)再犯の防止等の推進に関する法律(平28法104)

満期釈放者等(特別調整の対象者を除く。)であって、出所後に地方公共団体において支援を受ける必要性が認められる者については、地方公共団体が行う支援の内容を示した上で、本人に対して支援を受けるよう働き掛けを行うとともに、本人の同意が得られた場合には、地方公共団体に対して当該者に関する情報を提供することが可能であることを、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中であっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- | | |
|------------|-------------|
| ①採用申請 | 約 1,000 件/年 |
| ②返還免除・猶予申請 | 約 500 件/年 |
| ③返還者等の現況確認 | 約 3,500 件/年 |

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本奨学金事業は旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)が実施していた高校生奨学金事業が都道府県に移管されたもので、マイナンバー法により同機構への情報提供が認められている大学生等奨学金事業と性質、目的は同じと考える。

また、当県の前回提案時の関係府省第2次回答では「情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要がある」との回答であったが、当県が移管・委託する公益財団法人は、租税特別措置法第91条の3に規定する「都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付に係る事業を行う法人」として、同法施行令第52条の2の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した法人であり、マイナンバー法等において、個人番号の利用及び情報連携ができるとの整理が可能と考える。

マイナンバーの利用範囲拡大による個人情報保護に対する国民の懸念への対応を考慮すべきことは十分に理解するところであるが、一方で、本年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法では、マイナンバー利用範囲の拡大等の改正が行われ、国民の利便性向上の観点からマイナンバーの積極的な有効活用の機運の高まりも感じるところである。

それらの観点から、奨学金事業を行う公益財団法人等のマイナンバー利用及び情報連携を可能とすること自体は、申請時の課税証明書の取得が不要となり、申請者の利便性を大幅に向上させるものであることから、喫緊の課題である国民の懸念解消を早期に図ったうえで、今後の当該提案に対する検討スケジュールを具体的にお示し頂きつつ、早期の措置の実現を図って頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

なお、行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要である。

各府省からの第2次回答

当該事業へのマイナンバーの利用については、提案団体におけるマイナンバー利用方法等の意向を踏まえつつ、他都道府県でのニーズ等も考慮し引き続き検討してまいりたい。

なお、マイナンバーの利用に当たっては、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のため、関係法令の規定等に基づき、基本方針の策定や組織体制・内部規程の整備、不正アクセス等への防止策や特定個人情報保護評価といった各種保護措置を講ずる等の対応が必要であることに留意が必要である。

また、マイナンバーによる情報連携以外の方策として、申請時にマイナポータル API(自己情報取得 API)を活用することで、情報連携せずとも、添付書類の削減及び事務処理負担の軽減が可能となるため、マイナポータル API(自己情報取得 API)の活用についてご検討いただきたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【内閣府(6)】【個人情報保護委員会(2)】【こども家庭庁(15)】【デジタル庁(9)(i)】【総務省(19)(iii)】【法務省(6)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(36)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、マイナポータル API(自己情報取得 API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを令和5年度中に周知する。